

名古屋市老人いこいの家
指定管理者募集要項

平成27年7月
名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市老人いこいの家指定管理者募集要項 目次

第1章 総則

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	指定予定期間	1

第2章 施設の管理

4	指定管理者が行う業務の範囲	1
5	管理の基準	2
6	職員配置基準	3
7	市と指定管理者の責任分担	3

第3章 指定管理者の選定

8	募集及び選定の方式	4
9	選定委員会の設置	4
10	選定委員会の構成	4
11	選定基準	5
12	指定管理者の選定	5
13	選定結果の通知及び公表	6
14	選定のスケジュール（予定）	6
15	協定の締結	6

第4章 申請に関する事項

16	選定に参加する者に必要な資格	6
17	申請にあたっての留意事項	7
18	募集の手続	8

第5章 経理

19	指定管理料	9
20	指定管理料の精算	10
21	指定管理料の変更・返還	10
22	管理口座	10

第6章 その他

23	管理運営状況の点検・評価	10
24	監査委員による監査等	11
25	引継業務等	11

26	その他	12
27	事務局	13
	○職員配置基準	14
	○責任分担の基本的な考え方	15
	○評価基準	17
	○申請書類の一覧	18
	○平成26年度の指定管理料等に基づく参考額	20
	[別記様式 1] 名古屋市老人いこいの家指定管理者現地説明会参加申込書	21
	[別記様式 2] 名古屋市老人いこいの家指定管理者申請にかかる質問書	22

名古屋市では、平成16年4月1日から、名古屋市老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）について指定管理者制度を導入しておりますが、平成28年4月1日から4期目の指定管理を行うにあたり、いこいの家の指定管理者を以下により募集します。

【参照】指定管理者制度

- 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項
普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年3月26日条例第12号）第4条
いこいの家の管理は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

第1章 総則

1 設置目的

いこいの家は、高齢者の福祉の増進を図るため、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与することを目的とした施設です（名古屋市老人いこいの家条例第1条）。

2 施設の概要

所在地	名古屋市中川区下之一色町字宮分19番地
開設年度	昭和45年度（平成10年度改築）
構造・規模	構造：鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積：726.57㎡ 延床面積：149.49㎡
施設内容	事務室、休憩談話室、浴室、洋室、和室

3 指定予定期間

4年間（平成28年4月1日から平成32年3月31日まで）

第2章 施設の管理

4 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲

詳細は、別添「管理業務の仕様書」を参照してください。また、事業計画書の作成にあたっては、条例や規則等の関係規程を十分ご確認ください。

(1) 運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- ウ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

(2) 施設管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理
- エ 情報管理
- オ 苦情処理

(3) その他の管理業務

なお、指定管理業務実施にあたっては、毎年度、事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を作成、提出していただきます。また、管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等を実施し、管理運営の改善点の把握及び事業実施の改善に努めていただきます。

5 管理の基準

(1) 関係規程の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営

条例等関係規程を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うとともに、利用促進に努めるものとします。詳細は別添「管理業務の仕様書」を参照。

(2) 開館時間

午前8時45分から午後5時まで

(3) 休館日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

※いこいの家の設置目的をより効果的に達成するために、上記の開館時間以外の時間及び休館日を開館する提案をすることができます。但し、提案にあたっては、講座、教室など具体的な事業実施を伴うことを条件とします。

(4) 利用対象者

市内在住の60歳以上の高齢者

※利用者の遵守すべき事項及び利用の制限等については、条例、規則を参照してください。

(5) 利用料金

無料。但し、行事又は講座等にかかる材料費など実費の一部又は全部は利用者の負担となります。

(6) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第11条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条により、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。また、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2により、施設の管理に関する情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。なお、その具体的内容である個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守していただきます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(8) 事故・災害への対応

事故を未然に防ぎ、災害の影響を最小限にとどめるため、必要な措置を講じるとともに、事故や災害が発生した場合に適切な救急処置や安全措置ができる体制を整えるものとします。

(9) 再委託の禁止

管理業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することはできません。但し、清掃、警備及び設備の点検保守など業務仕様書等において再委託できる旨が明示されたもの並びにその他の業務であらかじめ本市の承認を受けたものについては、この限りではありません。

6 職員配置基準

14ページのとおりです。

なお、指定管理者が変更になる場合、現在勤務している職員が、継続して勤務を希望する場合については、その採用にできる限り配慮してください。

7 市と指定管理者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

いこいの家の管理業務に関し、本市及び指定管理者が費用及び危険を負担する範囲は、15ページのとおりです。

(2) 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者がその損害を賠償しなければなりません。また、これにより発生した損害について、本市が第三者に対し賠償を行った場合は、本市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。ただし、本市がやむを得ない事由があると認める場合は、その全部又は一部を免除する場合があります。

また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担させるものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は、損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のため措置を講ずるものとします。

(4) 当事者の責めに帰すことができない事由が発生した場合の対応

自然災害等の不可抗力など、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により管理運営上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者の協議により、業務継続の可否や費用負担等を決定するものとします。

(5) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体（以下「候補者」という。）が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、本市は補償しないものとします。

第3章 指定管理者の選定

8 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

9 選定委員会の設置

名古屋市老人いこいの家条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第14号）第10条に基づいて開催される「名古屋市老人いこいの家指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、選定基準や募集要項の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて申請書類の審査等を行い、指定管理者の候補者を選定します。

10 選定委員会の構成

選定委員の人数は、以下の5人とします。

小野田 誓 （公認会計士）
鬼頭 容子 （愛知県弁護士会弁護士）

長岩 嘉文 (日本福祉大学中央福祉専門学校校長)
野口 典子 (中京大学現代社会学部教授)
門間 晶子 (名古屋市立大学看護学部教授)

※ 委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、審査に参加できません。この場合、当該委員は、すべての申請団体に係る審査に参加できないこととし、選定委員の人数は、除斥委員を除き、3名以上とします。

11 選定基準

(1) 候補者等の選定

指定管理者の候補者の選定は、名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年名古屋市条例第12号）第5条第3項に定める選定の基準に照らし、事業計画書等その他応募書類の内容及びプレゼンテーションにより、評価基準（16ページ）により総合的に行います。

(2) 採点方法、順位の決定方法

ア 評価表の各項目について、各委員が5段階で点数をつけ、その評点を団体ごとに合計し、委員ごとに団体の順位を出し、団体に順位点を付けます。

イ 団体ごとに各委員の順位点を集計し、その順位点の合計が最も高い団体を候補者とします。

ウ 順位点の最も高い団体が複数あった場合は、各委員の評点の計を合計し、それが最も高い団体を候補者とします。

エ 評点の計の合計点も同じ場合には、委員会で協議の上、会長の裁定により候補者を決定します。

オ 上記ア～エに準じ次点候補者を決定します。

カ 委員の評点の計の合計点が満点の5割に満たない場合は、最低基準を満たしていない団体として選定しないこととします。

12 指定管理者の選定

選定委員会での審議の結果に基づき、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体の選定を行います。

候補者は、本市との協議が整った後、市会の議決を経て、指定管理者として正式に指定されます。ただし、選定した団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合、その他選定した団体が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、次点候補者を候補者とするものとします。

13 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請団体に対して速やかに郵送にて通知します。選定結果（選定委員会の開催日時、選定委員会の委員、候補者及び次点候補者として選定された団体、申請団体、選定委員会における審議の議事要旨等、候補者の提案の概要、各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳）については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。

これらの選定結果について、申請団体は公表を承諾するものとします。

14 選定のスケジュール（予定）

1	募集の周知及び募集要項の配布	平成27年	7月1日
2	募集にかかる現地説明会		7月15日
3	質問の受付		7月15日から7月24日
4	質問の回答		7月31日まで
5	申請書類の受付		8月7日まで
6	選定委員会の開催		8月下旬～9月中旬
7	選定結果の通知及び指定管理者の候補者の公表		9月下旬～10月上旬
8	指定管理者の指定		12月中旬
9	協定締結	平成28年	4月 1日

15 協定の締結

市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、全指定管理期間を通して効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

第4章 申請に関する事項

16 選定に参加する者に必要な資格

法人その他の団体又は複数の団体によって構成されるグループであって、次の要件を満たすこと。複数の団体により構成されるコンソーシアム（共同事業体）で申請する場合は、構成団体となるすべての団体が次の要件を満たすことが必要です。そのほか「名古屋市老人いこいの家指定管理者コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」を参照してください。

(1) 資格要件

ア 破産者で、復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。

- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。
- ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

(2) 暴力団関係事業者の排除

合意書に基づき暴力団関係事業者を排除する措置の事務手続きについては、「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19総行経第 9号）及び「名古屋市が行う指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱いについて」（平成20年 3月24日付通知（平成21年 6月15日付通知にて一部取扱い修正）によるものとし、具体的には、指定管理者の選定にあたり、暴力団事業者を排除すること、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、指定管理者が排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行います。

17 申請にあたっての留意事項

(1) 当該選定にかかる接触の禁止

申請団体が、選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(2) 募集要項等の承諾

申請にあたっては、申請団体は、本募集要項及び別添仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとします。

(3) 複数提案等の禁止

1団体につき提案（申請）は1つとし、複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が他のコンソーシアムの構成団体となることや、1団体が複数のコンソーシアムにおいて同時に構成団体となることもできません。

(4) 提案内容変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合等の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(7) 費用負担

申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。

(8) 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。申請書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表します。

(9) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱いについては、上記と同様とします。

(10) 資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対しこれを使用させること又は内容を提示することを禁じます。

(11) 事業所税

事業所税（従業者割）が課税されることがあります。

18 募集の手続

(1) 現地説明会

募集要項の内容に関する現地説明会を次のとおり行いますので、申請を予定される団体は、次によりお申し込みください。

〈開催日時〉	平成27年7月15日（水） 午前10時から
〈開催場所〉	老人いこいの家
〈参加人数〉	1団体につき2名以内
〈申込方法〉	7月14日（火）の午後5時30分までに、参加申込書（別記様式1）に必要事項を記入の上、「27 事務局」あてに郵送又はFAXでお申し込みください（必着）。

(2) 質問の受付と回答

質問は、現地説明会に際しては受け付けません。次のとおり文書による質疑

応答をいたします。

ア 質問の受付：募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

〈受付期間〉 平成27年7月15日（水）から7月24日（金）午後5時30分まで
〈受付方法〉 質問書（別記様式2）に記入の上、「27 事務局」あてに郵送、FAX又は電子メールでご提出ください（必着）。

イ 質問に対する回答は、7月31日（金）までに、原則として現地説明会に参加したすべての団体に、郵送、FAX又は電子メールで行います。

(3) 申請書類の受付

〈受付期限〉 平成27年8月7日（金）午後5時30分まで
（土、日、祝日は除きます。）
〈受付方法〉 事前に電話連絡の上、「27 事務局」まで持参してください。
〈申請書類〉 18－19ページの一覧のとおり。
高齢福祉課に正本1部写し10部提出。
また、紙で添付するもの以外の電子データについても、13ページ記載の「27 事務局」の電子メールアドレス宛送付してください。

第5章 経理

19 指定管理料

(1) 管理業務に必要な経費（指定管理料）

指定管理者が4年間の管理業務に必要なとする金額の提案を求めます。

指定管理料は、市と協議の上、毎年度締結する年度協定書により定めるものとし、その額は、原則として指定管理者の提案額を上限とし、「21 指定管理料の変更・返還」の場合を除き、増額は認められません。

(2) 指定管理料に含まれる経費

ア 人件費（職員給与、諸手当、法定福利費、退職給与引当金等）

イ 物件費（報償費、職員研修費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、食糧費、通信費、保険料、委託料及び賃借料、備品購入費、公租公課等）

ウ 小規模修繕費（1件250万円（消費税等込）以下の修繕に限る。詳細は「管理業務の仕様書」を参照してください。）

(3) 指定管理料に含まれない経費

次の経費は、市が直接執行しますので提案額に含めないでください。

- ・ 原形を変えずる修繕及び模様替、又は1件250万円を超える修繕

(4) 平成26年度の指定管理料等に基づく参考額
20ページのとおりです。

(5) 指定管理料の支払い

協定書に基づき、指定管理者の請求により、月ごとに口座振替によって支払います。なお、支払日及び金額内訳は、毎年度当初に市が指定管理者あて通知します。

20 指定管理料の精算

原則として、指定管理料の精算は行いません。但し、小規模修繕費については概算払いとし、各年度末において実績報告を行い、不用額を生じた場合は精算の上、市へ返納していただきます。

21 指定管理料の変更・返還

市の定める仕様の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者との協議の上、指定管理料を変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還させます。また、予想し得ない事由で事業の中止等を行った場合に、指定管理料の全部又は一部を返還させることがあります。

22 管理口座

管理業務にかかる経費及び収入は、原則として団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

第6章 その他

23 管理運営状況の点検・評価

本市は、指定管理者の管理運営状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。点検・評価の実施にあたっては、様式に基づく自己点検、必要な資料の提出、調査への立会い並びに説明をしていただきます。点検・評価の結果は、以後の施設の管理運営方法や次期指定管理者の選定条件等の改善のために使用するほか、指定管理者が次期選定に参加する際の評価に反映させる場合があります。評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、別途示します。

24 監査委員による監査

(1) 監査

管理運營業務にかかる出納その他の事務の執行については、以下の監査の対象となります。

ア 名古屋市監査委員による監査

イ 包括外部監査による監査

ウ 個別外部監査人による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運營業務にかかる出納その他の事務の執行について、上記いずれかによる監査の実施が決定された場合には、指定管理者は当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置を講じていただきます。

なお、監査のため必要があると認められるときは、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿、書類その他の記録の提出を求められることがあります。

(2) 検査

管理運營業務の適正な実施を確保するため、本市は、施設へ立ち入り、指定管理業務の執行状況について検査し又は必要な資料の提出を求めることがあります。

25 引継業務等

(1) 管理運營業務の開始に際しての引継ぎ

指定管理者として指定された団体は、平成28年 4月 1日の協定発効に先がけて新年度の事業計画書及び収支予算書等を提出していただくとともに、平成27年度までの団体から指定管理者が交代することとなった場合には業務の引継ぎを受けていただきます。なお、平成28年 3月31日までに引継ぎを受けるために要する経費は、原則として指定管理者として指定された団体の負担となります。

(2) 管理運營業務の終了に際しての引継ぎ

指定期間の終了時又は指定の取消しによって管理運營業務が終了し、その後を他の指定管理者が引き継ぐ場合は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、本市が必要と認める業務の引き継ぎを行っていただきます。

また、次期指定管理者の選定にあたっては、本市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力を行っていただきます。これらの引継ぎを行うために要する経費は、原則として指定管理者の負担となります。

26 その他

(1) 協定締結前の指定の取消し

指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと思われることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。

(2) 市の免責事項等

選定された団体が市会において指定の議決を得られなかった場合、指定管理者の指定を受けた後、団体の事情により、指定期間開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合や(1)により指定を取り消された場合においては、団体が施設の管理業務及びその準備のために支出した費用等については、市は補償しません。

また、この場合(市会において指定の議決を得られなかった場合を除く)において、市に損害が生じた場合には、指定管理者の指定を受けた団体が損害を賠償するものとします。

(3) 指定の取り消し

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になった場合や、協定書に定める事由により指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと市が認める場合には、市は指定の取消をすることができるものとします。この場合において、指定管理者は、協定書に定める額を違約金として納付するとともに、市に生じた損害を賠償するものとします。

(4) 不可抗力による指定の取消し

自然災害など本市及び指定管理者の双方の責めに帰すことのできない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合は、協定継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、本市は指定を取り消すことがあります。この場合において、本市及び指定管理者の双方に生じた損害、損失及び増加費用等については、協議のうえ処理するものとします。

(5) その他

提案内容の実施にあたり、規則改正等を必要とする場合は、所定の手続きを経ることが前提となります。

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

27 事務局

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL番号：052-972-2542 FAX番号：052-955-3367

電子メールアドレス：a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

（FAX及び電子メールにつきましては、電話等での送達照会をお勧めします。）

〈対応時間〉 土、日、祝日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで
但し、FAX、電子メールに関しては常時受け付けます。

職員配置基準 <6>

1 運営に必要な人員

施設の管理運営を確実にを行うために必要な人員を配置すること。

2 管理責任者

施設の管理責任者を1名定めること。管理責任者は、高齢者福祉及び地域福祉に理解があり、サービス水準の維持・向上への意欲を有するとともに、利用者からの苦情等に対する迅速かつ丁寧な対応と施設の職員に対する的確な指揮監督についての能力を有する者とする。

3 勤務体制

勤務体制は管理業務に支障がないように定めること。利用時間帯の勤務者数は1名以上を原則とする。

責任分担の基本的な考え方 <7(1)>

項目	内 容	責任分担	
		市	指 定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・ 延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など (市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の 損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市又は指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ1件あたり250万円を超える規模の修繕が必要となるもの	○	
	市又は指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ1件当たり250万円以下の修繕が必要になるもの		○
施設利用者への 損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民等への 損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への 対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○

事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

評価基準 <11>

大項目（選定基準）	小項目	評価の視点
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること (20点)	将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか
	管理運営の実績及び能力があること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動、社会福祉事業及び類似施設の管理運営の実績の有無 ・管理運営するための能力・ノウハウがあるか
施設の設置目的を最も効果的に達成すること (55点)	施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を持っていること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格、機能及び役割を理解した方針か ・方針は市民の利用しやすさ等、利用者側の視点を持っているか ・地域との連携に関する方針は適切なものか ・利用者への接遇方針は適切なものか
	人員の配置が適切であること (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準を満たしているか、また十分な知識・経験を有する人材を必要数配置しているか ・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか ・職務に必要な資質向上のための方策が示されているか
	施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案がされていること (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な提案となっているか (教養の向上及びレクリエーション等に関する事業) ・効果的な提案となっているか（地域との協力体制） ・効果的な提案となっているか (その他高齢者の福祉に関する事業)
	サービス向上及び利用促進のための提案がされていること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス向上の取り組みは具体的か、また適切な手段・方法をもって達成されるか ・利用者の声を運営に反映させるための方策が具体的に示されているか ・利用者を増加させるための効果的な提案がなされているか
	施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な施設保守管理体制がとられているか ・適切な会計管理体制がとられているか ・適切な安全管理体制がとられているか ・適切な情報管理体制がとられているか ・適切な苦情処理の体制がとられているか
市民の平等利用が確保されること (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく、市民の利用を拒んだり、またその利用について差別的取扱いをしたりしないか 	
管理経費の縮減が図られること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算は適切になされているか ・費用対効果について十分に考えられているか ・経費縮減策は具体的で適切に示されているか 	
指定管理者としての総合的な評価 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率を達成しているか ・障害者、高齢者、ひとり親家庭等の就業促進及び子育て支援や環境保護活動などに理解があり、事業提案についてこれらの視点を踏まえたものになっているか ・提案全体としてのバランスがとれているか ・事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか 	
合計（100点）		

申請書類の一覧 <18(3)>

書類 番号	書類名	様式等
1 指定申請書		
1-1	指定申請書	[名古屋市老人福祉施設条例施行細則別記様式] 印鑑は、2-6「印鑑証明書」と対応するもの。
2 申請団体に係る書類		
2-1	誓約書	[様式第2-1] 印鑑は、2-6「印鑑証明書」と対応するもの。
2-2	代表者の履歴	[任意様式] 代表者の押印や写真の貼付は不要。
2-3	役員名簿	[任意様式] 法人役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載すること。
2-4	定款又は寄付行為	最新のもの。非法人で未作成の場合は、これらに類するもの(団体の規約等)。
2-5	登記事項全部証明書	申請日前3か月以内に発行されたもの。非法人の場合は不要。
2-6	印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行されたもの。非法人の場合は、代表者の印鑑証明書
2-7	納税証明書等	平成27年1月1日以降に発行された、直近2か年分の納税証明書の原本(滞納がない旨の証明でも可)。 ①消費税及び地方消費税 ②市町村税又は市町村民税 ③固定資産税 課税されていない場合は、その旨を記載した申立書(任意様式)
2-8	財務諸表等	直近2年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、利益処分計算書及び営業報告書。公益法人の場合は、貸借対照表、収支計算書、財産目録及び事業報告書)。非法人で未作成の場合は、団体の決算書等及び団体の活動状況のわかるもの
2-9	法人調書	[様式第2-2]
2-10	経理規程	最新のもの
2-11	団体の沿革や事業内容がわかるもの	対外的に発行しているパンフレット等(未作成の場合は任意様式)
3 事業実績に係る書類		
3-1	地域活動や社会福祉事業の実績等	[様式第 3-1] 主として過去2年間の地域活動や社会福祉事業等の実績、施設の管理運営に資する能力・ノウハウ等について記載すること。

4 事業計画に係る書類		
4-1	施設運営の基本方針	[様式第 4-1] 運営方針等、事業運営についての基本的な考え方等を記載すること。
4-2	事業運営の実施計画	[様式第 4-2] 実施予定の事業について、管理運営要綱及び管理業務の仕様書に沿って詳細に記載すること。
4-3	施設管理の実施計画	[様式第 4-3] 施設の保守、会計管理、安全管理、情報管理、苦情処理等について記載すること。
5 収支予算に係る書類		
5-1	収支予算書 (4年間計)	[様式第 5-1]
5-2	収支予算書 (年度別)	[様式第 5-2]
6 提案の概要		
6	[様式第 6] 「4 事業計画に係る書類」および「5 収支予算に係る書類」の概要を記載すること	
7 障害者法定雇用率及び障害者・高齢者等の雇用促進等の取り組み		
7-1	障害者法定雇用率等	[様式第 7] 障害者法定雇用率及び障害者・高齢者等の就業促進や子育て支援、環境保護の取り組みについて記載すること。 障害者実雇用率は、法人全体の労働者における割合を記載してください。
8 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料		
8-1	代表者等名簿	[様式第 8] 団体の代表者及び施設の管理責任者について記載すること。 ※コンソーシアムによる申請の場合、その構成団体全てについて提出してください。

- 1 提出部数は、正本1部と写し10部。
- 2 提出の際は、書類番号の順に綴じ、書類番号のインデックスをつけてください。
但し、「8 愛知県警察本部への照会のための資料（代表者等名簿）」は、綴じずに、別途提出してください（1部のみ。写しは不要）。
- 3 申請書類のうち、紙で添付するもの以外の電子データについては、13ページ記載の「27 事務局」の電子メールアドレス宛送付してください。
- 4 「6 提案の概要」は候補者になった場合、市公式ウェブサイト等で公表されます。

平成26年度の指定管理料等に基づく参考額 <19(4)>

(単位：千円)

区 分	金額
人件費	2,164
物件費	2,557
賃金	0
報償費	1,710
旅費	62
需用費	515
役務費	62
委託料	206
使用料賃借料	0
備品購入費	0
公租公課費	2
小規模修繕費	206
計	4,927

※ 指定管理料

名古屋市老人いこいの家指定管理者
現地説明会参加申込書

(あて先) 名古屋市長

年 月 日

下記のとおり現地説明会に参加を希望します。

団 体 名	(フリガナ)
連 絡 先	電 話 番 号 :
	F A X 番 号 :
	メー ル ア ド レ ス :
参加者氏名 (2名まで)	

【申込期限】 平成27年7月14日 (火) 午後5時30分まで

【提出方法】 郵送 (必着) 又は F A X によること

名古屋市老人いこいの家指定管理者申請にかかる質問書

年 月 日

団体名	(フリガナ)

【申込期間】 平成27年7月15日（水）から7月24日（金）午後5時30分まで

【提出方法】 郵送（必着）、FAX又は電子メールによること

※質問に対する回答は、原則として現地説明会に参加したすべての団体に郵送、FAX又は電子メールにより行います。

※質問の内容によっては回答までに一定期間を要する場合があります。